社会福祉法人阿蘇市社会福祉協議会　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　阿蘇市介護予防支援事業所運営規程

（事業の目的）

第１条 阿蘇市が設置し、社会福祉法人阿蘇市社会福祉協議会が受託運営する阿蘇市地域包括支

援センターが行う介護予防支援事業所（以下「事業所」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員及びケアプランナー（以下「介護支援専門員等」という。) が、要介護状態又は要支援状態にある利用者に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

（運営方針）

第２条 当事業所は、利用者が要支援状態・要介護状態になった場合においても、可能な限りそ

の居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営めるよう、適切なサービスが総合的かつ効率的に提供されるよう配慮する。

２　当事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類、または特定の事業者に偏することのないよう、公平かつ中立に実施する。

３　当事業所は、介護保険法第１１５条３９第２項に規定する地域包括支援センター、他の指定居宅介護事業者、介護保険施設との連携に努める。

（事業所の名所、所在地）

第３条　事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

（１）名　称　阿蘇市介護予防支援事業所

　（２）所在地　熊本県阿蘇市内牧976番地2

（従事者の職種・員数及び職務内容）

第４条　当事業所は次のとおり管理者を設置する。

（１）管理者　　１名（常勤）

　（２）管理者は従業者及び利用の申し込みに係る調整など業務の管理を一元的に行いまた必要な指揮命令を行う。

２　当事業所は次のとおり介護支援専門員等を設置する。

（１）介護支援専門員　１名以上

（２）ケアプランナー　若干名

３　介護支援専門員等は利用者からの相談を受ける。

４　介護支援専門員等は居宅サービスの作成、変更を行う。

５　介護支援専門員等は居宅サービス計画に基づくサービス提供にかかる連絡調整を行う。

（営業日及び時間）

第５条　営業日および営業時間は次の通りとする。

（１）営業日は月曜日から金曜日までとする。（但し祝祭日及び12月29日～1月3日を除く）

（２）営業時間は通常時間として8時30分から17時15分とする。

（サービス提供方法及び内容）

第６条　サービスの提供方法及び内容は次のとおりとする。

（１）利用者の相談を受ける場所は、利用者の利便性を勘案し適切な場所で行う。

（２）サービス担当者会議の開催場所は利用者や家族の利便性を勘案し適切な場所を設定して

　　行う。

（３）利用者への訪問頻度は最低３か月に１回とし、１か月に１回はサービス利用時等におい

　　て、利用者の状態把握、居宅サービスの実施状況等の確認を行う。

（利用料）

第７条 利用料は介護報酬の告示上の額とする。

（通常の事業実施地域）

第８条　通常の事業の実施地域は阿蘇市内とする。

（研修の確保）

第９条　介護支援専門員等の資質向上を図るために研修の機会を次の通り設けるものとし、また

業務体制を整備する。

（１）採用時研修　採用後１か月以内

（２）継続研修　　年２回

（秘密の保持）

第10条　従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

２　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。

（虐待防止のための措置に関する事項）

第11条　事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催する

とともに、その結果について介護支援専門員等に周知徹底を図る。

２　介護支援専門員等の虐待防止を啓発・普及する為の研修を定期的に実施して、研修を

　通じて人権意識の向上や知識や技術の向上に繋げる。

３　前２号について適切に実施するための責任者を配置する。

４　介護支援専門員等が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整備するほか、

　利用者等の権利擁護等に取り組める環境の整備に努める。

５　成年後見制度の利用支援を行う。

(身体拘束等禁止）

第12条　介護支援専門員等は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむ

　を得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」と

　いう。）を行わない。

２　介護支援専門員等は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の

　利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

３ 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

（1）身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員等に周知徹底を図る。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 介護支援専門員等に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

（感染症の予防及びまん延防止）

第13条　事業所は、事業所内外での感染症の発生及びまん延防止のために、次に掲げる通り必要な措置を講じる。

２　感染症の発生及びまん延防止を啓発・普及するための研修や訓練の実施を定期的に行い、研修を通じて、感染症対策の向上や知識や技術の向上に努める。

３　感染症の発生及びまん延防止のための指針を定める

４　感染症の発生及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員等に周知徹底を行う。

（その他）

第14条　この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は会長との協議に基づいて定める

ものとする。

附　則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。